

大阪弁護士会インターネット法律相談事業関与規則（規則第百八十四号）

（趣旨）

第一条 この規則は、会員が関与するインターネット法律相談事業に関し、本会への届出、会員の遵守事項その他会員の当該事業への適正な関与を図るため、必要な事項を定める。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 インターネット法律相談事業 事業者が、法律相談に応じる弁護士に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた法律相談を希望する者（以下「相談希望者」という。）が、電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）を利用し、当該事業者のホームページその他のインターネットサイトを経由して当該情報に係る弁護士と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

二 インターネット法律相談事業者 インターネット法律相談事業を行う者をいう。

（弁護士等以外の者の運営するインターネット法律相談事業における法律相談担当の届出）

第三条 会員は、弁護士又は弁護士法人以外の者が行うインターネット法律相談事業において法律相談を担当しようとする場合には、あらかじめ、会員が定める様式により、相談を担当するインターネット法律相談事業及びインターネット法律相談事業者の名称、インターネットサイトのアドレス、第四条第九号に規定する金員があるときはその金員の額及び算定基準その他会長が定める事項を本会に届け出なければならない。

2 会長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係るインターネット法律相談事業において、会員が相談を担当することが適当ではないと認めるときは、当該会員に対し、相談担当の中止その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(法律相談担当契約の準則)

第四条 会員は、インターネット法律相談事業における法律相談を担当するに際し、インターネット法律相談事業者との間において、次に掲げる事項を定めた法律相談担当に関する契約（以下「法律相談担当契約」という。）を締結しなければならない。

- 一 法律相談は会員が担当し、インターネット法律相談事業者は担当しないこと。
- 二 インターネット法律相談事業者が、相談希望者に対する弁護士を紹介又は相談希望者による弁護士の選定に関与しないこと。
- 三 法律相談については、担当する会員が相談者に対し責任を負うこと。
- 四 インターネット法律相談事業者が、法律相談を担当する弁護士の法律事務所と別個の法律事務所が存在すると誤信されるおそれのある名称を使用しないこと。
- 五 インターネット法律相談事業者は、名目の如何を問わず、相談希望者又は相談者から金銭その他の報酬を受領しないこと。
- 六 相談料金は、担当した弁護士又は当該弁護士の所属する弁護士法人に、相談者から、直接、支払われることとする。
- 七 弁護士としての職務上の義務を遵守すること。
- 八 インターネット法律相談事業者は、インターネット法律相談事業を実施するインターネットサイトにおいて、前各号に掲げる事項を相談希望者に明示すること。
- 九 名目の如何を問わず、会員からインターネット法律相談事業者に対して支払われる金員の有無並びに当該支払われる金員がある場合にあっては、その額及び算定基準
(弁護士法等に違反することとなる場合のインターネット法律相談事業者等との契約の禁止等)
第五条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法律相談担当契約を締結してはならない。
 - 一 当該法律相談を担当することにより、弁護士法（昭和二十四年法律第二百六十五号）その他の法令、日本弁護士連合会の会則、弁護士職務基本規程（日本弁護士連合会会規第七十号）その他の会規若しくは規則又は本会の会則、会規若しくは規則に違反することとなること。

二 当該インターネット法律相談事業者が前条各号の事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあるとき。

三 当該インターネット法律相談事業者その他の者との間で、弁護士又は弁護士法人の職務に関する報酬を分配することとなるとき。

2 会員は、インターネット法律相談事業者に対し、広告の対価以外の金員を支払ってはならない。

3 前項の広告の対価は、インターネットサイトへの登録期間及び登録スペースなどから客観的かつ定額的に定められるものでなければならぬ。

(インターネット法律相談事業に関する調査)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会員に対し、インターネット法律相談事業に関する調査を行うことができる。

2 前項の調査において、会長は、会員に対し、法律相談担当契約に関する書類、インターネット法律相談の経費又は相談料に関する書類その他の資料の提出を求めることができる。

3 会員は、第一項の調査に協力しなければならない。

(違反行為の排除等)

第七条 会長は、この規則に違反した会員に対し、違反行為の中止又は是正その他必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、会長は、当該会員に対し、あらかじめ、弁明の機会を与えなければならない。

2 会長は、前項の規定による命令をしたときは、理由を付した書面により当該会員に通知しなければならない。

3 第一項の命令がなされた場合において、当該会員が当該命令に従わないとき又は被害発生防止のため特に必要があるときは、会長は、当該命令の内容及び理由の要旨を公表することができる。

(運用指針)

第八条 会長は、この規則の解釈及び運用に関する指針を定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、日本弁護士連合会の承認があつた日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に弁護士又は弁護士法人以外の者が行うインターネット法律相談事業において法律相談を担当している会員は、第二十三条第一項の様式により同項に規定する事項を本会に届け出なければならない。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。